

江東区議会汚職防止対策等検討会記録

1 日 時 令和4年12月14日(水)
午後2時00分 開会 午後2時52分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席者

(1) 議員 () は欠席

◎ 山本 香代子 (議長)	○ 石川 邦夫 (副議長)
さんのへ あや	二瓶 文隆
甚野 ゆずる	小嶋 和芳
若林 しげる	大崎崎 かおり

(2) 事務局職員

事務局 長 原 俊二	事務局 次長 栗原 真一郎
庶務 係 長 羽鳥 誠	調査 係 長 若林 克彦
庶務 係 員 上田 紗代	議事 係 員 大石 謙一

4 議題等

(1) 議題

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① 再発防止に向けた今後の取り組みについて…………… | 1 |
| ② 契約にかかる不正防止のための遵守事項について…………… | 1 |
| ③ その他…………… | 17 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1 再発防止に向けた今後の取組
- ・資料2 契約にかかる不正防止のための遵守事項について

午後2時00分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 ただいまから、第7回目の汚職防止対策等検討会を開会いたします。

◎議題1 再発防止に向けた今後の取り組みについて

◎議題2 契約にかかる不正防止のための遵守事項について

○山本香代子会長 では、早速、議題に入ります。

議題1「再発防止に向けた今後の取り組みについて」と議題2「契約にかかる不正防止のための遵守事項について」は、ともに関わりのある案件でございますので、一括議題といたします。

事務局より一括報告を願います。

○事務局次長 それでは、議題1、再発防止に向けた今後の取り組みについて、議題2、契約にかかる不正防止のための遵守事項についてを一括して御説明いたします。

まず、資料1、再発防止に向けた今後の取組についてを御覧ください。本資料については、これまでの議論や議員アンケート結果を踏まえ、今後、再発防止に向けた取組の方向性を事務局にて整理したものとなります。

1、現状の把握ですが、事案の概要に示したとおり、本区議会議員のあっせん収賄容疑による逮捕・起訴を受け、今後の再発防止に取り組むものであり、前回御報告いたしましたとおり、議員アンケートでは、記載のとおり、区職員に対する一定の活動が確認できたところでございます。

これらの課題を整理しますと、右側に記載しました3つの課題が浮き彫りになったところでございます。四角で記載した1つ目でございますが、政治倫理の明文化でございます。これまでの検討会においても、その必要性について多くの方より御意見がございましたが、議員アンケートにおいても、議員の政治倫理に関する何らかの規程を設けるべきとの御意見が多数ございました。

また、2点目といたしまして、議員の倫理意識の向上が挙げられるかと思えます。再発防止に必要なこととして、倫理規程等の整備のほか、汚職等防止のための研修等

が必要だという御意見もアンケート結果では多くございました。

3点目の契約における不正防止のための遵守事項の整理ですが、本検討会においても今回の事件を踏まえ、契約に関する不正については、特に早急な対応が必要であるとされているところでございます。

なお、下段の点線で記載のとおり、これらの課題における区職員との関わり方については、区で検討されている、契約にかかる不正行為等防止検討委員会での議論を踏まえながら対応していく必要があると考えてございます。

以上の課題について、今後の取組の方向性でございますが、一番下、政治倫理の明文化については、条例等の整備を含め、また、議員の政治倫理の向上については、研修等の継続的な機会創出も含め、十分な協議が必要であることから、次期検討事項としてまとめさせていただいております。一方で、契約に係る不正防止のための遵守事項につきましては、早期に基準を示す必要があることから、次の資料2で案をお示しさせていただきます。また、区職員との関わり方については、先ほど御説明しましたとおり、区検討委員会での議論を踏まえながら検討を進めることと整理をさせていただきました。

続きまして、恐れ入ります、資料2を御覧ください。先ほど申し上げましたとおり、契約に関する遵守事項については、早期に明文化することが必要であることから、その内容について、事務局にて案を作成いたしましたので、本日その内容について御協議いただきたいと思います。

内容について、下段、遵守事項について4点挙げさせていただいております。読み上げさせていただきます。

1、議員としての品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2、区が行う請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業若しくは団体のために、有利又は不利な取り計らいをしないこと。

3、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、職務の公正を疑われるような金品等の授受をしないこと。

4、区職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使

するよう働きかけないこと。

以上でございます。

この遵守事項の取扱いでございますが、御協議がまとまりましたら、今後、議会運営委員会等に早期に諮らせていただき、申合せ事項とさせていただくことを想定しております。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長 事務局からの説明は以上ですが、何かございますか。

○小嶋和芳議員 この検討会につきまして、かなり回数を重ねてまいりまして、今後の取組が具体的に見えてきたと評価しております。具体的に書いてございますが、政治倫理の明文化、議員の倫理意識の向上、これは真っ先にやるべきだとは思いますが、次期の検討事項でやむを得ないかと思えます。

ただ、今回、資料2にございます契約における不正防止対策ということで、概要というか、そういうものが書いてあります。明文化されたということで、一步前進と考えております。今後、区の契約にかかる不正行為等防止検討委員会の議論を踏まえながら、こちらでも調整は必要かと思えますので、資料2の案につきましては了承いたします。

以上です。

○大嵩崎かおり議員 アンケート調査もやって、課題も徐々に明らかになってきて、今回、取組の方向性がこういう形で出されたということは、事務局の皆さんにも御尽力いただいて、感謝したいと思います。

今、小嶋議員からも発言があったように、私たち共産党としても、政治倫理条例等の整備は早急にやるべきだと考えております。ただ、ここに来て、なかなかまだそれについては具体的になっていないということで、次期の検討というのはやむを得ないかもしれませんが、やはり早急に制定していくことが必要だと思っています。

その上で、今回、契約にかかる不正防止のための遵守事項ということで、申合せにもきちんと示していこうということで、これについては早急な取りまとめが必要だと思っています。

これの具体的な意見もいいですか。

○山本香代子会長 どうぞ。

○大嵩崎かおり議員 おおむねいいと思うんですけども、会派の中でもあらかじめ意見を聞きまして、そこで出されているのが、2番、「区が行う請負その他の契約に関し」ということで、具体的に請負その他の契約ということが何なのか。例えば、物品・工事等の契約に関しというふうに、もう少し具体的にしたほうがいいのではないかなと思うんです。例えば、上尾市の政治倫理条例では、「市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約並びに指定管理者の指定に関し」となっているんです。なので、もう少しここは具体的にすべきではないかなと思っています。

それから、保育園の入園ですとか公共施設の使用に関する契約、これらはここには入らないのかなどうか。それは契約とは言わないのか、その点を聞きたい。

それから、「有利又は不利な取り計らい」、ここも少し微妙だと思うんです。何を言って有利と言うのか。不利というのは考えにくいかなと思うんですけども、例えば、私たちが区民の方から相談を受けて、行政との取次ぎなどを行うことは、その区民にとっては有利なことになるわけですね、利があるわけです。そういうのも有利な取り計らいということになるのか。ですので、この表現が極めて曖昧だと思っているんですけども、ではどうすればいいのか、いいアイデアが今のところ浮かんでなくて、例えば不正な取り計らいをしないというか、そんな表現を入れたほうがいいのではないかと、そういう意見がありました。なので、ほかの皆さんの御意見も伺って、直していただければと思います。

○事務局次長 まず、請負等々の物品等、細かくしてはどうかというところなんですけれども、今回の趣旨としては、契約事務等々で不正な行為があったのではないかなという容疑の事案ということもございまして、我々としては、請負契約全般において、総合的に有利不利な取扱いをしないことといった形で、まず遵守事項を定めることの必要性から、こういった形になっています。

では、物品だけでいいのか、委託だけでいいのか、物品と委託と工事と何とかと、それぞれ細かく記すということも方法としてはあるかなと思うんですけども、こちらについては、広く請負その他契約として、契約に関してこういった取組を進めるといった形での遵守事項を想定してお作りさせていただいているところでございます。

今後、次期、例えば政治倫理条例等の整備をしていくことになった場合には、こちらの遵守事項等々も含み、議員の政治倫理全般を議論していくことが考えられますので、そういった中で、遵守事項の設定を細かくどうしていくのかといった議論は、併せてまたできるのではないかと考えてございます。

2点目の、保育園の入園だとか、契約以外の部分の遵守事項についての定めということなんですけれども、今回はこちらに記載のとおり、契約に関しての取組をまず早急に進めるといった考え方で、契約としての遵守事項について定めたものでございます。もちろん、契約しか定めていないから、それ以外のことは何でもいいのかということにはならないかと思いますので、そういった部分は皆さんのほうで、もちろん守るべきことを守っていただくというスタンスは変わらないかと思うんですけれども、ただ、今回については契約に係る遵守事項ということで、今回の事案を踏まえまして、早期にまずは文案等をお示しさせていただいているといった状況でございます。

3点目の有利不利の考え方なんですけれども、一般的に公表されているような内容を、例えば区民が知らないから教えてあげるだとか、そういったことについては有利不利に当たらない。今回だと契約になるので、例えば契約の手続が分からないという事業者が契約の手続方法を教えたから、それによってその契約事業者1社が有利になるといった考え方ではないかと思います。そういった情報提供というのは、もちろん必要になってくるかと思います。

ここでの有利不利というのは、あくまで契約上の便宜、その会社に対して、契約上好ましくないような事項とかを教えるだとか、そういった便宜を図るという意味で、そういった取り計らいはしないといった形の定めでございます。例示をするとすると、例えば特定の者を入札に参加させることだとか、逆に参加させないことであるとか、そういったことが有利不利になる働きかけ等々に当たるかと思いますし、または機密情報、公表されていないものを、例えば職員に要求して業者のほうに渡すであるとか、そういった行為は明らかに有利不利な取扱いになるかと思いますので、そういった部分で、皆さんにお守りいただくといった形を想定してお作りさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○大嵩崎かおり議員　そうすると、保育園だとか公共施設の使用、区民と区の契約にはならないということ、そこには入らないということですね。

ただ、今説明があつて、そうだとは思うんですけども、誰が読んでも分かるような文章にしたほうが良いと思うんです。例えば、事務局が替わってしまったりして解釈の違いが出てきたりとかしたらいけないと思うので、ここはもう少し工夫ができないかと思いました。

○山本香代子会長　この文の3行目、「自己の地位による影響力を不当に行使して」云々とあります。こういった流れから行く話の1、2、3、4だと、これは意外と意味は分かるのではないかなと思うんです。結局何にとって有利不利というのは、先ほどお話ししたけれども、便宜を図ったり、1つの事業者に特別に何か利益をもたらすようなことを無理に取り計らったり、あとは情報を聞いたりというのは、当然有利な話は駄目。また、不利というのは、ここの業者さんは駄目ですと、そういったことも我々は言うべきではないという部分で、有利不利という言葉をこういう形であえて使っているんですけども、それでも誰が見ても分かりにくいかしらというところなんです。一応そういったことで、私はこの文章に関しては、有利不利の部分はそういった解釈をしたらいかがかと思います。

○さんのへあや議員　私も大嵩崎議員の意見に賛成で、せつかく契約にかかる不正防止のための遵守事項と明文化されているんですけども、中身を見ると、議員としてのあるべき姿ですとか、その基本的なもの、かつ、曖昧にも受け止められてしまう表現が含まれていると感じました。唯一具体的に明記されている3番の「金品等の授受をしないこと」という箇所は、刑法で定められている収賄罪とか贈賄罪とか、あっせん利得処罰法とかでもしっかりこれは明記されていて、こういう不正は犯罪として罰することができます。

今、一番の課題になっているのが、犯罪に至らないまでの職権利用の利得行為をどう防ぐか、どのように明文化して議員として遵守していくかという視点なのかと思っています。こういう細かい点というのは、皆さんおっしゃられたように、政治倫理条例の制定で議論すべき点でもあるんですけども、契約にかかる不正防止のためと明文化されているのであれば、せめて2番の「有利又は不利な取り計らいをしないこと」

というところは、例えば契約に関わる機密情報は聞き出しませんか、何が有利不利な取り計らいになるのかというのは、しっかりと明文化したほうがいいと私は考えています。議員として、そんなつもりはなかったと、この業者とか個人にとって、それがどんな有利不利に働くかまで考えずに、例えば情報を教えてしまったという、議員としての判断も少しグレーなところがあるので、捉え方によってどうなるかよりは、機密情報は聞き出しません、以上、と、行為としてはっきり明文化するべきなのではないかというのも私の考えです。

以上です。

○事務局次長　　まず、この遵守事項については、先ほどから申し上げたとおり、これから議会として、こういったことをしないとといった意思表示も含めまして、遵守事項を皆さんのほうでお守りいただくと。ただ、個別具体的な事項についても、様々、議員の皆様の方でも、気にしているであるとか、またはどこまでがいいのだというところもございます。

この部分については、資料1でもお示ししましたけれども、区の検討委員会でもどういった形で議会と関わり合いをしていくのかという議論もありますので、そういった議論も見ながら、例えば個別的なQ&Aではないですけれども、そういった例示ができるのか、あるいは、どのような形で取り組んでいくのか、理事者とどういうふう調整を図りながら進めていくのかという部分もございますので、こういった部分については、今後、そういった具体的な部分について、どのような形で皆さんに御議論いただくかも含めまして、また改めて御協議をお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○二瓶文隆議員　　アンケートの取りまとめも本当によくまとまっていて、最終的には倫理規程というのが今後の課題というのも承知しました。今回のこの申合せ事項、これはどこに掲載されて、どのように発表されるのでしょうか。

○事務局次長　　まずは、汚職防止対策等検討会の議論につきましては、準備が整い次第、議事録等とともに一般のほうに、区議会ホームページ等々にも載せていますので、こういった部分で対外的にお示しできると。あるいは、会派での申合せ事項という形で議運のほうで御決定いただいたら、もちろん我々のほうでも議会としての申合せに

記載をしていくといった部分で検討しております。今後、対外的に、それプラスどう
いう形でこれを取り扱っていくかについては、会長とも御相談させていただきながら
進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○二瓶文隆議員 先ほど来、議論されているように、この事項は割と抽象的なんです。
例えば、品位とか名誉というのも価値観によって大分違ってくると思うし、基本的に
入札制度というのは本当に公平公正であるべきであって、その制度をねじ曲げる行為、
それが職権とか権力によってねじ曲げる行為そのものが品位を欠いてくると思うので、
不当な行使なのか、正当な行使なのかとか、そこら辺がすごくまだ、さんのへ議員が
言ったように刑法で罰せられる贈収賄罪というのは当然あるけれども、それに至らな
い部分、議員であるという権利を利用して、どこが不当で、どこが正当なのかが今後
の議論の課題になってくると思います。

一番は、入札制度というのは公平公正であるために、区民の税金を使って、1円た
りとも無駄にしないために制度があるので、それを壊す行為というのがもともと不当
なのかと思っています。改めて、具体的なものは倫理規程でやっていきながら、取り
まとめて、早く発表していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたい
と思います。

○甚野ゆずる議員 先ほど来の質疑というか御意見の中にもあったとおり、これのそ
もその大本というのでしょうか、政治倫理規程の部分については、本当に早期に取り
まとめていく必要があるかと思うんですが、時期的なことを考えても、来期に本
格的に議論をやりましょうというのは、一定、理解はもちろんいたします。

先ほども御説明あったとおり、今般、契約における不正防止対策を先行してやりま
しょうと。だから、全体の政治倫理規程、あるいは倫理といったものがあって、その
うちの一部とは言いませんけれども、その表れの1つとして、まず契約に係る部分に
ついては早期にやりましょう、今期中にやりましょうと、私は個人的にはそういう理
解をしております。そうであれば、これは今、二瓶議員もおっしゃられたように、早
期に取りまとめて、広くというか、はっきり発表していくということは大変必要かと
思います。

文言の部分はいろいろ確かにあるんですけども、もちろんいろいろ入れたいこともあるし、先ほどお二人がおっしゃられたように、一つ一つ入れておきたいこともあるけれども、全部網羅できるのかとか、いろいろ考えてみると、一定のところでもらって丸めて出すしかないのかというのも理解もしますので、資料2に示されている部分については、早期に出しましょうということは理解したいと思います。

あわせて、職員との関わり方の整理というのが資料1で挙げられていて、これは区のほうの検討委員会の状況を見ながらということなんですけれども、例えば、3回目の検討委員会の状況なんかを見ると、議員のSNS等での発信みたいなことも指摘されていて、この辺についてもやはり早期に、ある程度遵守というか、申合せ事項みたいなものをつくるべきではなかろうかと思うんです。

そうすると、例えば職員との関わり方の整理の部分についても、今回、契約にかかる不正防止のための遵守事項は先行してやりましょうと、さらに職員との関わり方についても資料2を文言整理してまとめたとして、併せてまた次の遵守事項なり申合せ事項なりを職員との関わり方の部分について取りまとめていこうみたいな、その辺の原案というかスケジュール感というのは、今、会長、事務局、どんな案を持っていらっしゃるのか、お聞きしておきたいと思います。

○山本香代子会長　私的には、これを積み上げていかなければいけないという感覚でいます。それで、先ほどさんのへ議員が情報漏えいのことに触れていました。これはまさしく職員との関わり方の整理なんです。情報を出すほうもいけない、我々は無理無理聞き出してもいけないというところは、まさしく整理しないと。だから、秘密情報を漏えいしてはいけないというのは区側、私たちはそれを無理無理聞き出してはいけないという部分とかは、区が設置する契約にかかる不正行為等防止検討委員会の部分と、そこら辺のところは背中合わせというか、向き合い方はしっかりここで線を引くべきではないかというところがあるので、それが先ほどの悩ましいというところだと思う。今の遵守事項の中に、そういったことを具現化してちゃんと盛り込むべきだというお考えかと思うんですけども、そこは、今私が申し上げた職員との関わり方の整理の中で、しっかり皆さんの御意見も聞きながら、今回の遵守事項について、その後、具体的にまたいろいろ出てくると思うんです。そこは、そういった形で進めてい

きたいと思えますけれども、それについてまた御意見があれば、どうぞ。

○若林しげる議員　いろいろな議論が出ていまして、聞けば納得するという事なんですけれども、この検討会を立ち上げたときに、この文書にも書いてあるように、政治倫理の確立で信頼回復を求めて、早期の対応ということで、このようにまとめているということで、まず意見をまとめていただいて、今後、倫理条例だったりする中で、入札に関わることも含め、それ以外のことも細かく、今出ていた言葉とか、そういうことを含めてつくっていただければいいかと感じていますけれども、どうなのでしょう。

○山本香代子会長　そうですね。そのように。

有利不利のところ、私、もう一つ考え方があって、当然業者さんなり区民なりが知り得ない情報を、議員という立場を使って無理無理情報を聞き出して、それを伝えたら、その業者さんもしくは個人は、有利な形で契約に臨めると、そういうことは駄目ですというところをうたっているんだけど、今いろいろ意見が出て、区との関わり合い方、職員との関わり合い方のところは今後のテーマかと思うんですけど、今の段階で、今日お出した資料2の契約にかかる不正防止のための遵守事項についてに関して、先ほどもう少し具体的に入れたほうがいいのではないかという意見があったけれども、その辺、今お話しさせていただきましたけれども、こちらで、その後、肉づけもしくは積み上げていくという方向でよろしいかどうかだけ、ここで最終的に確認したいと思います。

○小嶋和芳議員　先ほどの繰り返しになりますが、契約にかかる不正防止のための遵守について、考え方が書いてあります。事項となりますと、具体的な項目が必要かと思えますけれども、それについては下に1、2、3、4と、細かいところまでは明記してございませんが、事項、項目について書いてありますので、会派といたしましては、この文案どおりで結構だと考えております。

○さんのへあや議員　私は、やはり有利不利のところは具体的に明記していただきたいと思っております、この遵守事項というのは、もちろん議員が守っていきますと対外的に出すものではあるのですけれども、反対に、区内の業者さん、区民の方に、こういうことは議員はできないんです、ということをお示しするところでもあると

思っているんです。

例えば、分からないですけれども、区民の方で勘違いされて、議員だからきっとこういう情報を知っているだろうとか、こういう情報を頑張ったらもらえるんですよね、ということを期待された区民の方が相談に来られたときに、議員としても情報開示請求などの手段を使って知り得る情報以上のこと、機密情報は知り得ないんです、どうしても知ることができないんですという御説明をする上でも、そもそも機密情報というのは、区民の皆様同様、議員だって知り得ないんですという、私はその対外的な説明というところを、御理解いただくというのも、明記することで期待できるのではないかと考えていて、要はぼんやりとしたこの文章だと、これを受け止めて、でも別に機密情報を聞き出してはいけないとは書いてないから、お願いできるのかしらと逆に言われてしまうと、それはできないと、どうこちらで御説明できるんだろうというところが不安なんです。その点、皆様のお考えをお伺いしたいです。

○山本香代子会長　　さんのへ議員の説明だと、きちんと説明すれば御理解いただけるのではないかと私は思います。別に、昔も今もこれからもそうなんだけれども、できることとできないことをしっかりお伝えするというのが私たちの仕事でもあるから、それは各議員やっていると思いますけれども、それをここで遵守事項の中に細かく書かないと、これはこうだからというのはちょっと。そうすると、もっと書かなければ駄目になってしまうと思う。当然、前段の部分で、きっと区民の方々、業者さん、いろいろお聞きになりたいことはいっぱいあります。でも、ここまでは公表されている情報で、逆を言うと、ほかの区民よりも私たちは正確な最新情報を入手しますね。それは、公表していいものであれば当然お伝えして、その方が、逆に言うと不利益を被らないように導いてあげるという仕事もあります。

そのことを聞きたい、これは駄目です、と。これは機密情報で、当然我々が自分たちの区議会議員という立場でお聞きすることも駄目だし、それをお伝えすることも駄目だというふうに、はっきり申し上げればいいのだと思います。だから、それをこの遵守事項に細かく載せると、それをこれでというのはちょっと。気持ちはよく分かります。気持ちはよく分かるけれども、それでこの遵守事項もがちがち、それはちょっと。そうすると、多分1枚では足りなくなる形になってくるかもしれない。

冒頭に申し上げたとおり、あくまでこれは遵守事項の大枠の部分で、これから具体的な関わり方はしっかりやっていくことが、そういう関わり方が問題なわけです。だから、関わり方のところをしっかりとやって、区民の方にお示ししていくというところに重きを置いたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○二瓶文隆議員　そもそも議員としての品位と名誉というのが、自覚していれば明文化する必要もない当たり前のことであるので、対外的なものもあるので早急に。本当に品位と名誉だと思うんです。今、山本議長が言われた行為は品位に欠く行為ですから。これでいいと思うので、速やかに、早く決めていくということも大切だと思いますので、進めていただきたいと思います。

○大嵩崎かおり議員　これが特別悪いというわけではないと思うんです。ほかの自治体の政治倫理条例を見ても、有利または不利な取り計らいをしないことと書いているところが多いんです。京都もそうだし、上尾市なんかの政治倫理条例でもこの程度なんです。だから、これが決して悪いわけではないんだけど、でも、私たちが懸念しているのは、この規定が曖昧、抽象的なんです。だから、どうとでも取られる。それぞれの個人に任されてしまうこともなきにしもあらずというところがあるわけです。

だから、そこでもう一言、今言ったような、例えば不正な手段を用いて得た情報を提供するなど、とか、もちろんさつき山本会長がおっしゃったように、前文のところに影響力を不当に行使して利益を図ってはならないということが入ってはいるんですけども、それでもって1、2、3、4はどれも密接に関わっていて、どれも、1つでもいいのではないか、全部1つでもいいのではないかという中身でもあるんです。だから、ちょっとそこで……。

○山本香代子会長　具体的にどこをどうしたらいいか、言っていただけますか。

○大嵩崎かおり議員　不正な手段を用いて入手した情報を提供するなど、とか。ちょっと長くなる。

○山本香代子会長　どこですか。

○大嵩崎かおり議員　2の「有利又は不利な」のところ。さんのへ議員は、例えば機密情報を提供するなど、ということ。

○山本香代子会長　「個人又は特定の企業若しくは団体のために」の次のところですか。

か。

○大嵩崎かおり議員 はい。

○事務局次長 1つ、お聞きしていて、細かく説明を入れるとなると、その細かく説明を入れたもの以外はいいのではないかと思われる懸念もあるかと。ただし、そうは言いながらも、やってはいけないことはどんなことなんだということで、先ほど言いました、公表されていないもの、例えば指名業者数だとか指名業者名だとか予定価格、最低制限価格、その他入札に関する秘密の情報だとか、やってはいけないことは様々な例示できるかと思います。ただ、それを全てここに落とし込むのかということ、なかなかそこは、どこまでレベル感として落とし込むのかとかという議論にも発展しかねないので、先ほど言ったとおり、二瓶議員等もおっしゃっていましたが、まずは品位と名誉を損なうことの一切の行為を慎むと、これは当たり前というお話も先ほどございましたが、そういった部分を改めて明文化して、我々として遵守事項として守っていく中で、細かな部分の個別のものにつきましては、今後もちろん研修等を実施していくことになろうかと思います。あるいは、理事者のほうでも、理事者のほうの検討会にて、こういった部分は、議員との関わり合いの中で整理していくべきではないかということも今議論の最中かと思っておりますので、そういった部分を踏まえながら、今後、個別に対応方法を議会としても検討、協議をしていくということが必要になってくるのかと考えてございます。

以上でございます。

○小嶋和芳議員 繰り返しになりますが、大枠でこれで了承したいと思います。ただ、不正に入手した情報ということは、つまり職員が情報漏えいしたという前提の入手した情報ということですので、そういう細かい部分については、私としましては、明文化、入れないほうがいいのではないかと考えております。

以上です。

○さんのへあや議員 最後に一言申し上げますと、行政側の不正行為等防止検討委員会のアンケートで、契約に関する機密情報の提供依頼や要請があったかという設問があるんです。これに対して、82人が「ない」、10人が「ある」と答えているんです。契約に関する不正というのは2種類しかなくて、1種類が、議員側の不正では機密情報

を議員が抜き出すこと、もしくは金品を受け取ることだと思っているんです。このことは、行政側はもちろん分かっているので、機密情報の提供依頼や要請があったかどうかというところにフォーカスして、しっかり調査をされているんです。これを受けて、「ある」という方がいらっしゃっている以上、議会として、機密情報の提供依頼はしませんということをあえて明記することは必要なのではないかというのが私の個人の見解です。

以上です。

○二瓶文隆議員 今、さんのへ議員の御発言ですけれども、アンケートで、機密情報、10人の方がそういうのを聞かれたということでしょうけれども、それで、答えたほうもまずい、もし答えたのであればですよ。これは、逆に言ったら問題は大きい話であって、聞かれたことはあったけれども、それは答えられないという回答なのか、そこら辺が曖昧だという認識があります。当然答えてはいけないものなわけですから。

それだと当たり前のこと過ぎてしまって、それこそ入札の公平性を欠く、制度を崩壊させる行為ですから、それはどっちもしてはいけない話ですから。速やかにこれは早く決めて、規程の中で細かく盛り込むなら盛り込むべきだし、それでも基本的には品位と名誉の自覚の問題だと思いますけれども、改めてそこら辺は議論すべきではないかと思っています。

○事務局長 事務局から1点、この案を作った経緯について御説明させていただきます。これは、最終的には次期の検討課題になりますけれども、政治倫理条例にも密接に関係することだと思っております。それで、事務局としては、他団体で倫理条例を制定しているところを幾つか勉強させていただきまして、その中で契約に関するところを抜粋して4項目挙げさせていただきました。

1が全般的に関わるようなところとして、議員としての不正の疑惑を持たれる行為をしないということを掲げて、その後に契約に関すること、それから金品に関すること、それで4番目が職員の公正な職務執行を妨げないことということでもありますので、秘密情報を聞くとかというのは、ここにも該当してくると考えているところでございます。

条例になりますと、あまり細かいところまでは決めていないのが他団体の状況であ

りまして、条例であまり細かいところを決めると、先ほど事務局次長から御説明しましたように、ほかのことも全部列挙するような形になりかねないので、条例はどうしても、ある意味抽象的な、全体にフォーカスするような中でつくっているところが多いのかと感じましたので、そういったことを踏まえて御提示、御提案させていただいているところです。

ただ、実際に運用していく中で、どういうことはいけないかというところは共通認識としなければいけないと思いますので、それは条例を制定した後の、例えば研修会などのときのQ&Aとか、そういった中で、具体的にこういうことがこの条文のここに該当するんですという資料をお作りして、それで共通認識とするのがいいのか、または逐条解説みたいなものを作って、そういうことを列挙している団体もありましたので、そんなところでやらせていただけたらいいのかと考えてございます。

政治倫理条例をつくるとなると、契約以外にも、先ほどお話がありました保育園の入園関係だとか施設の使用とか、そういったこともいろいろと出てきて、こういうことは政治倫理基準としてしないことというのを決めるということになるかと思えますので、それも併せまして、次期の検討課題としたいと思っているところでございます。

これについては、次年度の準備契約がこれから始まってまいりますので、早急に、基本的な考え方をお示しするという意味で、この検討会の中で御決定いただいて、議運の中でも各会派の中で御承認いただいて、お示しする必要があるのかと考えているところでございます。

以上でございます。

○甚野ゆずる議員 先ほど申し上げたとおりでありますし、また山本会長から、あくまでも大枠でこれを取りまとめたいと、またスピード感を持つ必要があるというのも全くそのとおりでございますので、よろしいかと思います。

ただ、この記書きではないんですけれども、1、2、3、4、先ほど大嵩崎議員から、どれも、1本にもできるのではないかみたいな御意見もございました。確かに、どれも全部つながっている話でございまして、そういう意味で、言い出したら切りがないんですけれども、ただ、1つだけ個人的に気になるのは、3番は「常に人格と倫

理の向上に努め」から書き起こしているんですけども、常に人格と倫理の向上に努めるのは多分全部に関わると思うんです。あえて金品の授受のところに書き起こす必要があるのかどうかという気がというようなことを言い出すと、いくらでもあるということをおし上げておきたいんです。

最終的には、これをとにかく早期に取りまとめて公表していくんだと、そして積み上げていくんだという、ここについては完全に理解いたしますので、最終的な文案については、会長、事務局にお任せしたいと思いますが、個人的には、3番の冒頭の部分は全部に関わるのではないかという気がいたします。さりとて、これでは駄目だということをおしするつもりはありません。

以上です。

○大嵩崎かおり議員　これだけで済む問題ではありませんので、引き続き私たちは襟を正していくことが必要だと思いますし、これを出すことによって、一定、区民の方や区内業者の方にも、そういうことはできないんですということをおしすることにもなるのかと思っています。

それで、これとは別なんですけれども、いいですか。

○山本香代子会長　全然別のことですか。

○大嵩崎かおり議員　今後のことで、今後また研修等を、倫理意識の向上も必要だということをおしされているわけです。もちろん契約ですとか、区の職員との関係の問題ですとか、そういうこともあると思うんですけども、これは汚職防止とはまた別の問題で、政治倫理条例の中でパワハラとかセクハラとか、そういうのも入れている議会もあるんです。それを条例に入れるかどうかは別の問題として、議員としての研修という点で、セクハラとかパワハラとか、あと人権の問題ですとか、それは議員としての品位と名誉とか人格とか倫理とか、そういうところにも関わることになるので、そういうこともぜひ検討していく必要があると思っています。

それから、政治とお金の問題ということでは政務活動費の問題、これは政務活動費のあり方検討会のほうでも、使い方の問題とかは議論しているんですけども、全体で、例えばこういう使い方は駄目だとか、報告書はこういうふうに出さなければいけないとか、そういう研修がないんです。なので、提出した後、事務局のほうでも一生

懸命直していただいたりとかしているんですけども、すごく直しの多いところもあると聞いていますので、新人議員に対しての研修とかはやっていますけれども、全体の議員で研修する、必要なところも改めてぜひ取組をしていただきたいと、これは意見です。

○山本香代子会長 今回の汚職防止対策等検討会の中では、それは議論の対象ではないので、次期、政治倫理条例とか我々の研修会の中に、当然そういったものも含んだほうがいいのではないかという御意見として承らせていただきます。

今回の件はこれでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 それでは、本件はこれでまとめさせていただきたいと思います。

◎議題3 その他

○山本香代子会長 次に「その他」、何かありますか。それ以外にも、その他の部分で、今、大嵩崎議員がおっしゃったから、そこは聞き及びました。

○若林しげる議員 汚職防止対策等検討会の中で、ある一定の条例の方向性が出たことに改めて感謝いたします。

○山本香代子会長 条例ではなくて申合せね。

○若林しげる議員 申合せです。それで、今まで職員と議員の関わりを議論していたんですけども、企業側とか入札する側に対して、汚職防止対策ということで、この中で検討されていないんですけども、その辺、この検討会の中で検討されるべきなのかどうかということを確認したいんです。あくまでも汚職防止というところで、金品があったかどうかも含めて、今、怪しいというか、裁判されている企業に対して、入札停止になっているんだよとか、できないんだよとか、入札に当たって、決められている、遵守しなければいけないルールに、一つ一つ判こを押すだとか、1年に1回でも講演会というんですか、遵守すべき倫理を、企業を集めて、そういうことをするべきではないかと私は思っているんですけども、そういった議論をこの検討会の中でするのか、しないのかということを確認したいんです。そこはもう一つ、企業側に宿題が残っていると私は思うんです。そこを確認したいと思います。

○事務局次長　　今の若林議員の御発言の内容は、事業者側に何らかの意識醸成であるとか、してはいけないこと等についての周知等々、そういった取組について、この検討会の中で議論をしていくか否かといった部分になるかと思うんですけれども、今のところ事務局としましては、汚職防止対策等検討会の中では、企業側に対して何かを求めるといいますか、周知啓発を図っていくような取組とかは、御検討いただく予定ではございません。

一方で、区側においても、せんだって若林議員から企画総務委員会の中でもいろいろと御発言いただいている部分もございますので、そういった必要性等々については、これから区側のほうにも、どういう考え方でやっていくのかという部分については、若林議員の発言があったということをお伝えしたいと考えてございます。

以上でございます。

○若林しげる議員　　今、入札している企業が3月までは仕事をすると伺っていますけれども、どういうルールで、企業がある一定の期間、入札できなくなるとか、そういう方向性でも区民の方は知りたいだろうし、コンプライアンスを上げるためにも、私が言ったような講習会、しっかりやっていただきたい。また、この検討会の中に外部有識者のアドバイスがあるとすれば、その辺、落ち度があるのかないのか、もう少し議論してもいいのではないかということを含めて、確認作業をしていただきたいと思います。要望しておきます。

○山本香代子会長　　ほかによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　　では、以上で本件を終了いたします。

○山本香代子会長　　なお、次回の当検討会の開催日程についてですが、調整の上、また後日、皆様にお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○山本香代子会長　　では、本日の案件はこれで全部終了いたしましたので、検討会を終わります。ありがとうございました。

午後 2 時 5 2 分 閉会